

各 位

東京税関大井出張所における通関処理体制の変更について

以下のとおり、東京税関大井出張所の通関部門の担当事務を一部変更しますので、お知らせします。

1. 変更日

令和7年7月1日（火）

2. 通関部門担当事務の変更

通関部門の担当事務を、以下表のとおり変更します。（通関第6部門が分担している事務のうち95類～97類が適用される貨物については通関第5部門が分担し、通関第8部門が分担している事務のうち01類～97類が適用される航空貨物については適用される税番に応じ、通関第1部門から通関第6部門がそれぞれ事務を分担します。（下線部参照）

変更後		現行	
部門名	事務分担	部門名	事務分担
通関第1部門	01～21類に係る海上・航空 輸入貨物	通関第1部門	01～21類に係る海上・航空輸入貨物 (通関第8部門が担当するものを除く)
通関第2部門	22～36類に係る海上・航空 輸入貨物	通関第2部門	22～36類に係る海上・航空輸入貨物 (通関第8部門が担当するものを除く)
通関第3部門	37～49類に係る海上・航空 輸入貨物	通関第3部門	37～49類に係る海上・航空輸入貨物 (通関第8部門が担当するものを除く)
通関第4部門	50～63類に係る海上・航空 輸入貨物	通関第4部門	50～63類に係る海上・航空輸入貨物 (通関第8部門が担当するものを除く)
通関第5部門	64～83、 <u>95～97</u> 類に係る海上・航空 輸入貨物	通関第5部門	64～83類に係る海上・航空輸入貨物 (通関第8部門が担当するものを除く)
通関第6部門	84～ <u>94</u> 類に係る海上・航空 輸入貨物	通関第6部門	84～97類に係る海上・航空輸入貨物 (通関第8部門が担当するものを除く)
通関第7部門	(変更なし)	通関第7部門	海上・航空 輸出貨物 (通関第8部門が担当するものを除く)
通関第8部門	・ 航空 輸入貨物 (MF、DOX) ・ 海上、航空 輸入貨物 (98～99類) ・ 海上小口貨物 (注) ・ 自社通関、個人通関 輸出入貨物 (net-NACCS を利用したものを除く)	通関第8部門	・ 航空 輸入貨物 (<u>SP</u> 、MF、DOX) ・ 海上、航空 輸入貨物 (98～99類) ・ 自社通関、個人通関 輸出入貨物 (net-NACCS を利用したものを除く)

(注) 財関第587号(令和6年6月11日付)「海上小口貨物に係る簡易通関について」に規定する簡易通関を利用して輸入(納税)申告される貨物

3. NACCS部門コード

《東京税関（大井出張所）（官署コード：1F）》

部門名	部門コード	担当分類等
通関第1部門	01	輸入 01～21 類、380、381
通関第2部門	02	輸入 00、22～36 類、機用品蔵入、石油製品等移出、380、381
通関第3部門	03	輸入 37～49 類、380、381
通関第4部門	04	輸入 50～63 類、380、381
通関第5部門	05	輸入 64～83 類、 <u>95～97 類</u> 、380、381
通関第6部門	06	輸入 84～ <u>94 類</u> 、380、381
通関第7部門	07	海上、航空輸出貨物（通関第8部門が担当するものを除く）、380、381
通関第8部門	08	航空輸入貨物（MF、DOX）、海上・航空輸入貨物（98 類、99 類）、海上小口貨物（注）、自社通関、個人通関 輸出貨物（net-NACCS を利用したものを除く）

（注）財関第 587 号（令和 6 年 6 月 11 日付）「海上小口貨物に係る簡易通関について」に規定する簡易通関を利用して輸入（納税）申告される貨物

4. 輸入申告のあて先及び申告書類の提出先について

（原則）あて先部門と申告書類の提出先は同一とし、下記のとおり必要に応じてあて先を変更願います。

- ① 6 月 30 日までの申告（予備申告を含む。ただし、下記②を除く。）
体制変更前の担当部門をあて先部門とし、申告書類を同部門に提出願います。
区分 2 以上の場合は、極力早期に、あて先部門に提出するよう、お願いいたします。
6 月 30 日までに許可された区分 1 申告書類（1Y、1G）については、7 月 1 日以降もあて先部門（体制変更前の担当部門）にて提出を受け付けます。
- ② 7 月 1 日以降に本申告予定の 6 月 30 日までにを行う予備申告
体制変更後の新担当部門をあて先とし、申告書類を同部門に提出願います。
- ③ 7 月 1 日以降の申告（予備申告を含む。）
体制変更後の新担当部門をあて先部門とし、申告書類を同部門に提出願います。
6 月 30 日までに申告事項登録を行っていた場合は、申告に際して、あて先部門を新担当部門に変更して下さい。
- ④ 6 月 30 日までに行われた BP に係る IBP 申告
7 月 1 日以降の IBP 申告は、体制変更後の新担当部門をあて先部門とし、申告書類を同部門に提出願います。この場合、IBP 申告に際しては、あて先部門を新担当部門に変更して下さい。
- ⑤ 6 月 30 日までに行われた引取申告に係る特例申告
7 月 1 日以降の特例申告は、体制変更後の新担当部門をあて先部門とし、申告書類を同部門に提出願います。特例申告に際しては、あて先部門を新担当部門に変更して下さい。

5. 修正申告及び更正請求について

6 月 30 日までに体制変更前の担当部門で輸入許可された申告に対する修正申告（事後調修正を含む。）及び更正請求は、体制変更後の担当部門に行ってください。

6. 保留（審査未了）となっている申告について

6 月 30 日の業務終了時点で保留（審査未了）となっているものについては、体制変更後も当初申告のあて先部門が継続して担当します。（新担当部門には引き継ぎません。）

問合せ先 東京税関大井出張所通関総括第 1 部門（輸入） TEL 03-3790-6812
